

長崎県議会定例会条例を改正する条例に関する提案理由

只今議題となりました長崎県議会定例会条例を改正する条例は、定例会の回数を年4回としている現行の長崎県議会定例会条例を改正し、通年議会として定例会の回数を年1回としようとするものであります。

県議会・県政改革特別委員会では、これまでの県政や議会運営のあり方を検証しながら、県民の負託により応え得るための所要の改革に取り組んでいるところでありますが、その中で、執行部に対する議会・議員の監督機能や政策提言機能をより発揮できるために、委員会審査等の枠組みについて大胆な見直しを図ってまいりました。

現在の窮屈な審査日程を広げ、議案審査の充実を期すとともに、県民の議会への参画機会を拡充するために、新たに公聴会や参考人招致の実施、特定課題に対処するために県内各地域での委員会の開催等を必要に応じて実施するとともに、決算審査特別委員会の審査の大幅な拡充等、全体にわたってこれまでにない改革を次年度から実施していくことを集約してまいりました。

こうしたことを着実に実践し、加えて、種々の問題についてタイムリーな集中審査を行うことや議会として機動的な対応を行うこと、あるいは議員自らによる調査検討作業や新たな仕組みづくりのための制度設計の作業等をより多角的に実施していくためには、会期を通年として、議会・議員としての役割が果たせる受け皿としての仕組みをつくることが必然であります。

その仕組みが通年議会に他なりません。

また、通年議会とすることによる反射的効果は、議員の政策形成機能等一層の資質向上にあります。

そしてさらには、県民の負託を得た議員として、県民のための議会活動により専念をするということにあります。

各議員にとって得意・不得意とすることについて、専門的知見を有することについて、これまでの経験の豊富さについて、それぞれ違いがあると思いますが、通年議会とすることによる理事者や県民との協議等の積み重ねを通じて、より一層の資質の向上が図られることが期待されるのであります。

通年議会とすることに対して、一事不再議や知事の専決処分の取り扱いが、あるいは理事者の事務負担の増加等が議論されましたが、これらはいずれも規則の改正や柔軟な対応を行うことによって、何ら問題なく進めることができるのであります。

現行制度の枠内での改善にとどまる限りは、自らの存在意義を示すためには自らが変革しなければならないといった基本に立つものとは到底言えないのであります。

県議会・県政改革に知恵を絞り、汗をかき、自らの身を削ってでも本気で取り組む、そのことによって県議会が変わる、県政が変わるということを我々は再認識しながら、都道府県として全国初の試みである通年議会の導入を、県民の皆様に今こそ高らかに宣言しようではありませんか。

以上、提案理由を述べ、議員各位の賢明な判断を求めるものであります。